上津地区住民自治協議会規約

第１章　総則

（目的）

第１条　伊賀市瀧、伊賀市妙楽地、伊賀市勝地、伊賀市北山、伊賀市下川原及び伊賀市伊勢路（以下「上津」という）地域内において、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い上津地域を形成していくことを目的として設立する。

（名称）

第２条　この会を上津地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第３条　協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市北山１３４５番地の１　　上津地区市民センター内

（活動の範囲）

第４条　協議会の活動範囲は上津地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

（事業）

第５条　協議会は第１条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) 健康・福祉活動
(2) 環境保全活動
(3) 防災・安全活動
(4) 教育・文化・スポーツ活動
(5) 産業振興活動
(6) 交流活動
(7) 自治会活動
(8) その他目的達成のために必要な事業

第２章　組織

（会員）

第６条　協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

(1) 上津地域に居住する住民
(2) 上津地域に住所地を置く事業所で参加を希望するもの
(3) 上津地域で活動する自治会、団体
(4) その他会長が必要と認める者

（役員）

第7条　協議会に次の役員を置く。

会長		１名
副会長		３名
幹事		６名以内
会計		１名

顧　　問　　若干名
監　　事　　2名
事　務　局　長　　1名

2　会長、副会長、幹事、顧問、監事、会計及び事務局長は総会において承認する。

（運営委員）

第8条　協議会に次の運営委員を置く。

地区委員　　12名
部会長　　10名以内
公募委員　　（若干名）

2　地区委員は、各区において選出する。
3　部会長は、各部会において選出する。
4　公募委員、応募もしくは役員の推薦を得て会長が任命する。

（実行委員）

第9条　協議会に次の実行委員を置く。

総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するための委員。

（役員の職務）

第10条　協議会の役員の職務は次のとおりとする。
2　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4　幹事は、協議会の運営にあたる。
5　会計は、協議会の会計事務を処理する。
6　顧問は、会の運営に関する相談に応ずる。
7　監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
8　事務局長は、協議会事務を総括する。

（役員の任期）

第11条　前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章　会議

（会議）

第12条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会の会議とする。
2　その他、会議についての詳細は別に定める。

（会議の開催及び運営）

第13条　会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。
2　会議は原則公開とする。
3　会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
4　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又

は部会長の決するところによる。

（総会）

第14条　総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会委員をもって構成する。

2　総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3　総会は会長が招集する。

4　総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5　総会は次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画

(2) 会長、副会長、幹事、顧問、監事、会計及び事務局長の承認

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

（総会の表決の委任）

第14条の2　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面を持って表決を委任することができる。

2　前項の場合における第13条の第1項及び第4項の規定は、その会員は出席したものとみなす。

（役員会）

第15条　役員会は、第7条に規定する監事を除く役員のほか、会長が必要と認めた者で構成する。

2　役員会は、運営委員会に諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3　役員会は、会長が召集する。

4　会長は役員会の議長となる。

（運営委員会）

第16条　運営委員会は、第7条に規定する監事を除く役員のほか第8条に規定する委員で構成する。

2　運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3　運営委員会は、会長が召集する。

4　会長は、運営委員会の議長となる。

5　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（実行委員会）

第17条　実行委員会は第9条に規定する委員で構成する。

2　総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

3　実行委員会に次の部会を置く。

(1) 広報部会

(2) 福祉部会

(3) 環境部会

(4) 教育・文化部会
(5) 産業振興部会
(6) 健康・スポーツ部会
(7) 自治会部会
(8) その他会長が必要と認める部会

4　部会員は、運営委員会の承諾のもと、会長が会員の中から選任する。
5　部会には、部会長及び副部会長を置く。
6　部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
7　部会長は、部会を代表し会務を総括する。
8　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
9　部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)
第18条　部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章　財務

(会計)
第19条　協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
2　協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)
第20条　会員は、協議会の事業及び運営に必要な費用の一部を会費として納入することとする。
2　会費についての詳細は別に定める。

第5章　その他

(規約の改正)
第21条　この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)
第22条　協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)
第23条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附　則

この規約は、平成１７年４月１日から施行する。
この規約は、平成２０年５月２２日から施行する。
この規約は、平成２１年５月２０日から施行する。
この規約は、平成２３年５月１３日から施行する。

この規約は、令和元年５月１０日から施行する。

この規約は、令和２年５月１５日から施行し、改正後の上津地区住民自治協議会規約は、令和２年４月１日から適用する。

この規約は、令和４年５月１３日から施行し、改正後の上津地区住民自治協議会規約は、令和４年４月１日から適用する。

この規約は、令和６年５月１０日から施行し、改正後の上津地区住民自治協議会規約は、令和６年４月１日から適用する。

この規約は、令和７年５月９日から施行する。